

附属書

作成日:2018年1月

本附属書の目的は、排出事業者と弊社(榎樋口商店)との間で締結する廃棄物処理委託契約書を補完するものである。

〒575-0001
大阪府四條畷市砂4丁目4-37
株式会社榎樋口商店
電話(代表)072-877-2511

1. 弊社で中間処理できない物(コンテナへ投入しないで下さい。)

- (1) 弊社の許可品目以外のもの
(許可品目:廃プラ類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス コンクリート 陶磁器くず、がれき類)
①燃殻 ②灰 ③鉛バッテリー ④ペンキ残缶 ⑤シンナー残缶 ⑥廃油 ⑦廃酸 ⑧石綿含有物 ⑨一般生ゴミ(飲食ゴミ)
- (2) 爆発物、危険物
①内容物有スプレー缶 ②空ガスボンベ ③消火器 ④金属粉 ④複写機用トナー ⑤乾電池 ⑥ライター、マッチ
- (3) 家電リサイクル法等に該当する物等
①エアコン ②テレビ(ブラウン管、液晶) ③冷蔵庫 ④冷凍庫 ⑤洗濯機 ⑥衣類乾燥機 ⑦パソコン関係
- (4) 感染性、有害性廃棄物
①注射針 ②ボンベ ③水銀使用製品(蛍光灯など)
- (5) 石綿含有建材と見做し物(スレート、Pタイル等)、埋立処分業者へ委託可能ですのでご相談下さい(別途契約が必要)
- (6) 水銀使用製品廃棄物
**弊社では処分不可ですので、混入していた場合は返却させていただきます。(蛍光灯・HIDランプ・水銀電池など)
再生業者へ委託可能ですのでご相談下さい(別途契約が必要です)**
- (5) 仏壇、仏具、神棚、ゴムクローラー 等

2. 処理困難物

処理料金は、別途請求させていただきます。

- ①畳 ②タイヤ(ホイール付、無し) ③金庫 ④パーテーション ⑤バイク ⑥自転車 ⑦ゴムクローラ ⑧ボーリング ⑨壁クロス
⑩ソファ・ベッド ⑪ロックウール ⑫ゴミ入りペン缶等 ⑬残有ペン缶(固まっても)等

3. 分別して排出して下さい(分別用のコンテナ・トン袋などを使用)

(1) 廃石膏ボードは、分別し排出して下さい。(分別コンテナ、袋など使用)

- ①再利用しますので、異物の混入、濡れは避けて下さい。程度により、受入れを辞退します。
- ②「廃石膏ボード」が混入した混合廃棄物等は、別途処理料金を請求させていただきます。

(2) ロックウール(石綿含有建材との区別が難しく、別処理をします。他の廃棄物との混入は不可)

4. 「重量混合廃棄物(解体系混合物等)」、がれき類は、比重0.5tを超える物(種類により変動有)は、トン建て料金とさせていただきます。

5. マニフェスト伝票の記載について

数量は、荷姿を確認して、実際の積載数量をご記入下さい。



トップ
コンテナ
上部面

■基準積載量

4ト ン コンテナ 6m³
2ト ン コンテナ 4m³

コンテナ上部面から「かまぼこ状」の
トップまで 10cmMax



トップ
コンテナ
上部面

コンテナ上部面から「かまぼこ状」のトップまで

4ト ン 6m ³ コンテナ	2ト ン 4m ³ コンテナ
15cm=7.0m ³	20cm=5.0m ³
30cm=8.0m ³	40cm=6.0m ³
45cm=9.0m ³	60cm=7.0m ³

※コンテナの取り扱いの注意

重機等で移動などする際は最善の注意をお願いします。(破損などあった場合は修理費をご請求する場合があります)

6. 積載重量は、コンテナ重量を含み規定内として下さい(4tコンテナ車約3t、2tコンテナ車約1.2t積載可)

7. 積み込み作業は、事前に荷物を一ヶ所に集積し、コンテナを横付で作業が出来るようにして置いて下さい。

以上